県南広域振興局長告示第63号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成18年7月4日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人宮守村 社会福祉協議会	遠野市宮守町下宮守 29 地 割 73 番地 1	宮守村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業 所	遠野市宮守町下宮守 29 地 割 73 番地 1	平成 18 年 4 月 2 日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人宮守村 社会福祉協議会	遠野市宮守町下宮守 29 地 割 73 番地 1	宮守村社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	遠野市宮守町下宮守 29 地 割 73 番地 1	平成 18 年 4 月 2 日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	, 廃业十月 I
社会福祉法人宮守村 社会福祉協議会	遠野市宮守町下宮守 29 地 割 73 番地 1	宮守村社会福祉協議会 指定訪問入浴介護事業 所	遠野市宮守町下宮守 29 地 割 73 番地 1	平成 18 年 4 月 2 日
奥州市	奥州市水沢区大手町一丁 目1番地	衣川診療所指定居宅介 護支援事業所	奥州市衣川区古戸 48 番地 3	平成 18 年 5 月 1 日